

令和元年第2回（6月）吉川市議会定例会

議 案 書

（ 追加 ）

吉 川 市

No.	議案番号	件名
1	第58号議案	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

第58号議案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年吉川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、 <u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規</u>	(定義) 第2条 この条例において、 <u>「法定代理受領」とは、次に掲げるものをいう。</u>

定する小学校就学前子どもをいう。

(2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。

(3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。

(4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。

(5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。

(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

(7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

(8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。

(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付

<p><u>認定子どもをいう。</u></p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u></p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u></p> <p>(17) <u>支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</u></p> <p>(18) <u>教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</u></p> <p>(19) <u>特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</u></p> <p>(20) <u>特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</u></p> <p>(21) <u>法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u></p>	<p>(1) <u>法第27条第5項の規定により市が支払う支給認定教育・保育に要した費用の額の一部を支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設が受領すること。</u></p>
--	--

<p>(22) <u>特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</u></p> <p>(23) <u>特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</u></p> <p>(24) <u>特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</u></p> <p>(25) <u>特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</u></p> <p>(26) <u>特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</u></p> <p>(27) <u>特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</u></p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切</u>であり、かつ、子ども</p>	<p>(2) <u>法第28条第4項において準用する法第27条第5項の規定により市が支払う特別利用保育又は特別利用教育に要した費用の額の一部を支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設が受領すること。</u></p> <p>(3) <u>法第29条第5項の規定により市が支払う満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額の一部を支給認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領すること。</u></p> <p>(4) <u>法第30条第4項において準用する法第29条第5項の規定により市が支払う特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用の額の一部を支給認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領すること。</u></p> <p>2 <u>前項に定める以外のこの条例における用語の意義は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の定めるところによる。</u></p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な</u>内容及び水準の特定</p>
---	---

<p><u>の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>都道府県</u>、<u>市町村</u>、<u>小学校</u>、他の特定教育・保育施設等、<u>地域子ども・子育て支援事業</u>を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 特定教育・保育施設の設置者等（特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の管理者その他特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行しうる者を含む。）をいう。次項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。</p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）</p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>第2条第6号に規定する<u>暴力団員</u>（以下この条において「暴力団員」という。）</p>	<p>教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>県</u>、<u>市</u>、<u>小学校</u>、他の特定教育・保育施設等、<u>地域子ども・子育て支援事業</u>を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 特定教育・保育施設の設置者等（特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の管理者その他特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行しうる者を含む。）をいう。次項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。</p> <p>(1) <u>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）</p> <p>(2) <u>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律</u>第2条第6号に規定する<u>暴力団</u>（以下この条において「暴力団員」という。）</p>
--	---

<p>(3) 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第17条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第12条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することがで</p>	<p>(3) 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の<u>規定による</u>確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第17条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することがで</p>
--	--

<p>きる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項</p>	<p>きる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(<u>利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等</u>)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項</p>
--	--

<p>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用に</p>	<p>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童</p>
---	--

ついて児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、法第23条第1項の規定による教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行

福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに法第20条第1項の規定による申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、法第23条第1項の規定による支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊

<p>わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額 (<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)</u>の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額 (法第27条第3項第1号に<u>掲げる額</u>をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 (<u>特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)</u>を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額 (法第27条第3項第2号に掲げる額 (<u>特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。)</u>をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額 (法第27条第3項第1号に<u>規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)</u>をいい、当該特定教育・保育施設が特別</p>
--	---

<p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供<u>(次に掲げるものを除く。)</u>に要する費用</p>	<p><u>利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)</u>の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用<u>(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主</u></p>
---	--

食の提供に係る費用に限る。)

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)
57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

<p><u>付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><u>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しな</p>
--	---

<p>によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、次条及び第37条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市町村への通知)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p>	<p>い。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る<u>法第27条第1項</u>に規定する施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び次条において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(<u>支給認定保護者</u>に関する市への通知)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p>
--	---

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第17条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第28条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第12条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

（勤務体制の確保等）

第18条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第17条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第28条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

（勤務体制の確保等）

第18条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

<p>い。</p> <p>3 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第23条 <u>特定教育・保育施設</u>は、いかなる理由によっても、当該特定教育・保育施設を利用す</p>	<p>3 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第23条 <u>特定教育・保育施設等</u>は、いかなる理由によっても、当該特定教育・保育施設等を利用</p>
--	--

<p>る<u>教育・保育給付認定子ども</u>を差別的に取り扱ってはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員（職員であった者を含む。次項において同じ。）及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>する<u>小学校就学前子ども</u>を差別的に取り扱ってはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員（職員であった者を含む。次項において同じ。）及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
--	--

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第29条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(相談及び援助)

第30条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(苦情解決)

第31条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第29条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者がその希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(相談及び援助)

第30条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(苦情解決)

第31条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支

<p>ども又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市<u>町村</u>が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市<u>町村</u>が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市<u>町村</u>の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市<u>町村</u>が行う調査に協力するとともに、市<u>町村</u>から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、市<u>町村</u>からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市<u>町村</u>に報告しなければならない。</p> <p>（小学校等との連携）</p> <p>第32条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他</p>	<p><u>給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>（小学校等との連携）</p> <p>第32条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教</p>
---	---

<p>の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもだけに特定教育・保育を給付するものに限る。）は、当該特定教育・保育施設により特定教育・保育の提供を受けていた<u>教育・保育給付認定子ども</u>を、当該特定教育・保育の提供の終了に際して、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、受け入れて引き続き教育又は保育を提供することができる認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第35条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第11条の<u>規定による</u>特定教育・保育の提供の記録</p> <p>(2) 第14条の<u>規定による</u>市町村への通知に係る記録</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもだけに特定教育・保育を給付するものに限る。）は、当該特定教育・保育施設により特定教育・保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>を、当該特定教育・保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、受け入れて引き続き教育又は保育を提供することができる認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第35条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第11条に<u>規定する</u>提供した特定教育・保育に係る<u>必要な事項</u>の提供の記録</p> <p>(2) 第14条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(3)～(5) 略</p>
--	---

<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。 <u>以下この条において同じ。</u>）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）</u>を、<u>それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。 この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、<u>この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小</p>
--	---

じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に

学校就学前子どもに該当する支給認定子どもとする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用してい

<p>利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、<u>「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、<u>同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</u></u></p>	<p>る同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、<u>この章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、<u>第12条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。</u></p>
--	---

<p>(利用定員)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、<u>家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年吉川市条例第18号)第31条に規定する小規模保育事業A型をいう。第49条第3項第1号において同じ。)</u>及び小規模保育事業B型(同条例第34条に規定する小規模保育事業B型をいう。第49条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第36条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、<u>吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条の規定</u>を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業のうち、<u>家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)</u>の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年吉川市条例第18号)第30条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては<u>その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)</u>にあつては<u>その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人と</u>する。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、<u>吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関する条例第45条の規定</u>を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事</p>
---	---

業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第49条第1項に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたとき

業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第49条第1項に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な

<p>は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。</u>）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の<u>規定による認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第49条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規</p>	<p>理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>に<u>該当する支給認定子どもの総数が</u>、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項に<u>規定する支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第49条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規</p>
---	---

<p>定により市<u>町村</u>が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市<u>町村</u>が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>定により市が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（<u>特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第13条において同じ。</u>）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とす</p>
--	---

<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>る。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p>

<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の<u>購入に要する費用</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に</p>
---	---

<p>事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第28条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求め理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第49条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>以下この項から第5項までにおいて同じ。</u>）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に</p>	<p>掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第28条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求め理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第49条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を</p>
---	---

<p>係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2</u></p>	<p>行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>
---	--

号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を

<p><u>適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p><u>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第40条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>7 事業所内保育事業（第38条第2項の規定に</u></p>	<p><u>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関する条例第40条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第38</u></p>
---	--

より定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第50条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第50条 略

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

<p>(2) 次条において準用する第11条の規定による<u>特定地域型保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第14条の規定による<u>市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第8条、第9条、第11条、第13条、第14条及び第20条から第34条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。</u>この場合において、<u>第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、次条及び第37条第3項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び次条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第14条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第32条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 次条において準用する第11条に規定する<u>提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第14条に規定する<u>市への通知に係る記録</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第8条、第9条、第11条、第13条、第14条並びに第20条から第34条までの規定は、<u>特定地域型保育事業について準用する。</u>この場合において、<u>第13条第1項中「法第27条第1項に規定する施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び次条において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第51条において準用する次項及び次条において同じ。）</u>」と、「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項及び第14条中「<u>特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育</u>」と、同条中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第28条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程</u>」と読み替えるものとする。</p>
---	---

<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、<u>当該</u>特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、第51条において準用する第8条、第9条、第</u></p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては<u>当該</u>特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（<u>第40条第2項及び第41条第2項を除く。</u>）の規定を適用する。</p>
---	---

11条、第13条、第14条及び第20条から第34条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2

項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもを含む。）の総

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により

数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）

定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

附 則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）

が特定教育・保育を提供する場合にあっては、
当分の間、第12条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第14条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第14条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

が特定教育・保育を提供する場合にあっては、
当分の間、第12条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。）をいう。））」とあるのは「定める額をいう。））」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第14条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の

間、第12条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市

<p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>第4条</u> 特定地域型保育事業者（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第49条第1項<u>本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><u>が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市が定める額」とする。</u></p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>第5条</u> 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第49条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
--	---

(吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年吉川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下「移動後条号等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条号等とし、移動条項等に対応する移動後条号等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条号等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条号等(以下「追加条号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項、号、号の細目及び別表の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、号、号の細目及び別表の表示並びに追加条号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動別表」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動後別表」という。)が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改正後	改正前

吉川市子ども・子育て支援法等施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）の施行等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

(1) 保育標準時間 施行規則第4条第1項本文に規定する1日当たりの保育の利用を11時間までに限るものをいう。

(2) 保育短時間 施行規則第4条第1項本文に規定する1日当たりの保育の利用を8時間までに限るものをいう。

(3)及び(4) 略

(5) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第4

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで、附則第6条第4項並びに附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)の規定に基づき、子どものための教育・保育給付に係る支給認定保護者が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項本文に規定する1日当たりの保育の利用を11時間までに限るものをいう。

(2) 保育短時間 子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項本文に規定する1日当たりの保育の利用を8時間までに限るものをいう。

(3)及び(4) 略

条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(6) 満3歳以上保育認定子ども 施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(7) 特定満3歳以上保育認定子ども 施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(8) 満3歳未満保育認定子ども 施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(9) 市町村民税所得割合算額 施行令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(10) 負担額算定基準子ども 施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(11) 特定被監護者等 施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額(法の規定に基づき市が定める額のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 次に掲げる額 0円

ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どもに

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 次に掲げる額 別表第1

ア 法第27条第3項第2号に規定する市が

<p><u>係る教育・保育給付認定保護者についての</u> 法第27条第3項第2号に規定する市が定める額</p> <p>イ <u>満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての</u> 法第28条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として<u>当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ <u>満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第3号に規定する市が定める額</u></p> <p>キ <u>満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法附則第6条第4項に規定する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額</u></p> <p>ク 略</p> <p>ケ 法附則第9条第1項第2号イ(1)に規定する<u>政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額</u></p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>(2) 次に掲げる額 別表</p> <p>ア <u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に規定する市が定める額</u></p>	<p>定める額<u>(教育に係るものに限る。)</u></p> <p>イ 法第28条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として<u>支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額(教育に係るものに限る。)</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 法附則第9条第1項第2号イ(1)に規定する市が定める額</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>(2) 次に掲げる額 別表第2</p> <p>ア 法第27条第3項第2号に規定する市が定める額<u>(保育に係るものに限る。)</u></p>
---	--

<p>イ <u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第28条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>法第30条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額</u></p> <p>オ <u>特定満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第3号に規定する市が定める額</u></p> <p>カ <u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法附則第6条第4項に規定する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額</u></p>	<p>イ 法第28条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として<u>支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額(保育に係るものに限る。)</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 法第30条第2項第1号に規定する市が定める額</p> <p>オ 法第30条第2項第3号に規定する市が定める額</p> <p>カ 法附則第6条第4項の定める額</p> <p><u>(月途中の入退所に係る利用者負担額)</u></p> <p>第4条 <u>支給認定子どもが月の途中で特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定教育・保育施設等」という。)に入所し、又は退所した場合の当該月の利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算出した額とする。この場合において、当該算出した額に10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) 教育又は常態的に土曜日を閉所する特定教</p>
---	--

<p>(市が設置する保育所に係る保育に要する費用の徴収)</p> <p><u>第4条</u> 市長は、吉川市保育所条例（昭和62年吉川町条例第5号）別表に掲げる保育所（以下「市立保育所」という。）において<u>支給認定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定</p>	<p><u>育・保育施設等で保育を受けた場合 当月利用者負担額に、入所し、又は退所した月の次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間に当該特定教育・保育施設等が開所した日数</u>（当該日数が20日を超える場合にあつては、20）を乗じて得た額を、20で除して得た額</p> <p><u>ア 月の途中で入所した場合 入所した日から当該月の末日まで</u></p> <p><u>イ 月の途中で退所した場合 当該月の初日から退所した日の前日まで</u></p> <p>(2) <u>常態的に土曜日を閉所しない特定教育・保育施設等で保育を受けた場合 当月利用者負担額に、入所し、又は退所した月の前号ア及びイに掲げる区分に応じそれぞれに定める期間に当該特定教育・保育施設等が開所した日数</u>（当該日数が25日を超える場合にあつては、25）を乗じて得た額を、25で除して得た額</p> <p>(特定教育・保育費用基準額の徴収)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、吉川市保育所条例（昭和62年吉川町条例第5号）別表に掲げる保育所（以下「市立保育所」という。）において<u>支給認定子どもに対して支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）第12条第2項</u></p>
--	---

教育・保育に要した費用の額)を保育に要する費用として徴収する。

(利用者負担額の受領)

第5条 市長は、法第27条第5項の規定により教育・保育給付認定保護者に代わり施設型給付費を受領した場合は、前条の規定にかかわらず、当該教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該支給認定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての別表に定める額に限る。)の支払を受けるものとする。

(延長保育料)

第6条 市長は、市立保育所において次に掲げる延長保育を行ったときは、当該延長保育を行った教育・保育給付認定子どもに係る当該教育・保育給付認定保護者からそれぞれ1回当たり当該各号に定める額の延長保育料を徴収する。

(1) 次に掲げる延長保育 200円

ア 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る教育・保育給付認定子

に規定する特定教育・保育費用基準額(以下「特定教育・保育費用基準額」という。)を徴収する。

2 市長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項前段の規定により市が支払う保育費用に係る支給認定保育が行われたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から特定教育・保育費用基準額を徴収する。

(延長保育料)

第6条 市長は、市立保育所において次に掲げる延長保育を行ったときは、当該延長保育を行った支給認定子どもに係る当該支給認定保護者からそれぞれ1回当たり当該各号に定める額の延長保育料を徴収する。

(1) 次に掲げる延長保育 200円

ア 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る支給認定子どもに対し

<p><u>ども</u>に対して行う午前8時前に開始する延長保育</p> <p>イ 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対して行う午後5時後で午後6時以前に終了する延長保育</p> <p>(2) 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対して行う午後6時後に終了する延長保育 400円</p> <p>2 次に掲げる延長保育が同一の<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し同日に行われた場合は、延長保育は、2回行われたものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(利用者負担額等の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>第3条、第5条、第6条第1項及び前条第1項の規定により徴収する利用者負担額、延長保育料及び一時預かり保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(施行規則第1条の5第1号の市が定める時間)</u></p> <p>第9条 <u>施行規則第1条の5第1号の規定により市が定める時間は、64時間とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>	<p>て行う午前8時前に開始する延長保育</p> <p>イ 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る<u>支給認定子ども</u>に対して行う午後5時後で午後6時以前に終了する延長保育</p> <p>(2) 保育必要量が保育短時間と認定された当該保育必要量に係る<u>支給認定子ども</u>に対して行う午後6時後に終了する延長保育 400円</p> <p>2 次に掲げる延長保育が同一の<u>支給認定子ども</u>に対し同日に行われた場合は、延長保育は、2回行われたものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(利用者負担額等の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>第3条、第6条第1項及び前条第1項の規定により徴収する利用者負担額、延長保育料及び一時預かり保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>
---	--

(過料)

第11条 市長は、正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第12条 市長は、正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第13条 市長は、法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

別表第1 (第3条関係)

各月初日の支給認定子ども の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		
階 層 区 分	定義	4歳未 満児	4歳以 上児	
第 1 階 層	生活保護世帯等	0円	0円	
第 2 階 層	第1階層 を除き、 当該年度 の4月分 から8月 分までの 利用者負	市町村民 税非課税 世帯(市 町村民税 所得割非 課税世帯 含む。)	3, 0 00円	1, 1 00円
第 3 階 層	担額の算 定にあっ ては前年 度分の、 当該年度	市町村民 税所得割 課税額7 7, 10 0円以下	10, 100 円	8, 2 00円
第 4 階 層	9月分か ら3月分 までの利 用者負担 額の算定 にあつて	市町村民 税所得割 課税額2 11, 2 00円以 下	20, 500 円	18, 600 円

第 5 階 層	は当該年 度分の市 町村民税 の額の区 分が右欄 の区分に 該当する 世帯	市町村民 税所得割 課税額2 11, 2 01円以 上	24, 500 円	22, 600 円
------------------	--	--	-----------------	-----------------

備考

- 1 この表における支給認定子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 2 この表において「生活保護世帯等」とは、第7条第2項第1号に掲げる世帯をいう。
- 3 この表において「市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む。）」とは、その構成員（支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。）が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第4号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号又は第11条第1項第4号に規定する所得割を課されない者に該当する世帯をいう。
- 4 この表における所得割の計算の方法については、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の定めるところによる。
- 5 市町村民税の額の区分に係る額は、支給認定

保護者、その配偶者並びに支給認定子どもと同一世帯に属し、生計を一にしている支給認定保護者及びその配偶者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額とする。

6 この表の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯が次のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、第2階層と認定されたときにあつては0円とし、第3階層と認定されたときにあつては3,000円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は同項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国

	<p>民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯</p> <p>7 この表の規定にかかわらず、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。(1)アにおいて同じ。)の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下これらを「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合、又は支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者若しくは支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合において同表の階層区分が第2階層若しくは第3階層であるときの支給認定保護者に係る次に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、それぞれに定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる支給認定子ども この表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額（同表の階層区分が第2階層である支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつて</p>
--	--

は、0円。)

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校の第1学年から第3学年までに在学する子ども(以下「小学校第3学年修了前子ども」という。)が1人のみである場合における当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者(以下「最年長負担額算定基準小学校就学前子ども」という。)である法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども((2)において「教育認定子ども」という。)

イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除いた最年長者に限る。以下「負担額算定基準小学校就学前子ども」という。)

ウ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

エ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次に掲げる支給認定子ども 0円

	<p>ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第3学年修了前子どもが1人いる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども</p> <p>ウ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第3学年修了前子どもがいない場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子ども以外の負担額算定基準子どもである支給認定子ども</p> <p>エ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>オ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が1人いる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>8 備考7の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯が備考6(1)、(2)又は(3)のいずれか該当する場合の利用者負担額の算定に当たっては、備考7中「幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通</p>
--	---

い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。(1)アにおいて同じ。)の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下これらを「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合、又は支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者若しくは支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）」とあるのは「支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者又は支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属で支給認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者でないもの（以下これらを「特定被監護者等」という。）」と、「次に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、それぞれに定める額」とあるのは「支給認定子どもに関する利用者負担額は、0円」と読み替えるものとする。

別表（第3条、第5条関係）

階層区分	定義（金額は市町村 村民税所	利用者負担額（月額） 円

別表第2（第3条関係）

各月初日の支給 認定子どもの属 する世帯の階層	利用者負担額（月額）円		
	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児

	得割合算		区分							
	額)	保育標準 時間	保育短時 間	階 層 区 分	定義（金額 は市町村民 税所得割課 税額)	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	保 育 標 準 時 間
第1階層	略	略		第1階層	略	略	0	0	0	0
第2階層	略	略		第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3	略	0	0	0	0
第3階層				第3階層		5,300	5,100	5,300	5,100	
第4階層				第4階層		8,000	7,800	8,000	7,800	
				第5階層		1,000	1,000	1,000	1,000	
						7,700	7,500	7,700	7,500	

				月分ま での利			0	0	0	0
							0	0	0	0
第6階層				第6階層	用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村		1	1	1	1
					村民税の額の区分が右欄の区分に		2	2	2	2
							,	,	,	,
							7	4	7	4
							0	0	0	0
							0	0	0	0
第7階層				第7階層	の市町村		1	1	1	1
					村民税の額の区分が右欄の区分に		4	4	4	4
							,	,	,	,
							7	4	7	4
							0	0	0	0
							0	0	0	0
第8階層				第8階層	該当する世帯		1	1	1	1
							6	6	6	6
							,	,	,	,
							8	4	8	4
							0	0	0	0
							0	0	0	0
第9階層				第9階層			1	1	1	1
							8	8	8	8
							,	,	,	,
							9	5	9	5
							0	0	0	0
							0	0	0	0
第10階層				第10階層			2	2	2	2
							2	1	1	1
							,	,	,	,

			階 層				2 0 0	7 0 0	6 0 0	1 0 0
第 1 1 階 層			第 1 1 階 層				2 5 , 5 0 0 0	2 5 , 0 0 0	2 4 , 3 0 0 0	2 3 , 8 0 0 0
第 1 2 階 層			第 1 2 階 層				2 8 , 8 0 0 0	2 8 , 3 0 0 0	2 7 , 1 0 0 0	2 6 , 6 0 0 0
第 1 3 階 層			第 1 3 階 層				3 1 , 6 0 0 0	3 1 , 0 0 0 0	2 7 , 1 0 0 0	2 6 , 6 0 0 0
第 1 4 階 層			第 1 4 階 層				3 1 , 6 0 0 0	3 1 , 0 0 0 0	2 7 , 1 0 0 0	2 6 , 6 0 0 0
第 1 5 階 層			第 1 5 階 層				3 1	3 1	2 7	2 6

								,	,	,	,
								6	0	1	6
								0	0	0	0
								0	0	0	0
第16階層				第16階層				3	3	2	2
								1	1	7	6
								,	,	,	,
								6	0	1	6
								0	0	0	0
								0	0	0	0
第17階層				第17階層				3	3	2	2
								1	1	7	6
								,	,	,	,
								6	0	1	6
								0	0	0	0
								0	0	0	0
第18階層				第18階層				3	3	2	2
								1	1	7	6
								,	,	,	,
								6	0	1	6
								0	0	0	0
								0	0	0	0
備考				備考							
1 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他施行規則第58条各号に掲げる事由のあった満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関するその月の利用者負担額は、この表の規定により算定した額を、25日を基礎として日割りによって計算し				1 この表における支給認定子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。							

<p><u>て得た額とする。この場合において、当該額に</u></p> <p><u>10円未満の端数があるときは、切り捨てるも</u></p> <p><u>のとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6</u></p> <p><u>条の4に規定する里親である場合にあつては、</u></p> <p><u>生活保護世帯等に該当するものとみなす。</u></p> <p>4 この表において「市町村民税非課税世帯」と</p> <p>は、その構成員（<u>教育・保育給付認定保護者及</u></p> <p><u>び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯</u></p> <p><u>に属する者をいう。）が特定教育・保育のあつ</u></p> <p><u>た月の属する年度（特定教育・保育のあつた月</u></p> <p><u>が4月から8月までの場合にあつては、前年</u></p> <p><u>度）分の市町村民税に係る施行令第4条第2項</u></p> <p><u>第8号イに規定する市町村民税世帯非課税者に</u></p> <p>該当する世帯をいう。</p> <p>5 この表における<u>市町村民税所得割合算額の算</u></p> <p><u>定については、施行規則の規定を適用するもの</u></p> <p><u>とする。この場合において、当該市町村民税所</u></p> <p><u>得割合算額の合算対象者は、教育・保育給付認</u></p> <p><u>定保護者、その配偶者並びに教育・保育給付認</u></p> <p><u>定子どもと同一の世帯に属し、生計を一にして</u></p> <p><u>いる教育・保育給付認定保護者及びその配偶者</u></p> <p><u>以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に</u></p> <p><u>限る。）とする。</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 この表において「市町村民税非課税世帯」と</p> <p>は、その構成員（<u>支給認定保護者及び当該支給</u></p> <p><u>認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。）</u></p> <p><u>が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第</u></p> <p><u>7号、第9条第1項第7号又は第12条第1項</u></p> <p><u>第7号に規定する市町村民税を課されない者に</u></p> <p>該当する世帯をいう。</p> <p>4 この表における<u>所得割の計算の方法について</u></p> <p><u>は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・</u></p> <p><u>子育て支援法施行規則の定めるところによる。</u></p> <p>5 <u>市町村民税の額の区分に係る額は、支給認定</u></p> <p><u>保護者、その配偶者並びに支給認定子どもと同</u></p> <p><u>一世帯に属し、生計を一にしている支給認定保</u></p> <p><u>護者及びその配偶者以外の扶養義務者（家計の</u></p> <p><u>主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額</u></p>
--	--

<p>6 この表の規定にかかわらず、<u>特定教育・保育給付認定保護者（施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）に係る利用者負担額は、同表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が9,000円を超えるときは9,000円とする。</u></p> <p>7 この表の規定にかかわらず、<u>負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額は、次に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じそれぞれに定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>施行令第13条第1項第1号に規定する満3歳未満保育認定子ども</u> この表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額</p>	<p><u>とする。</u></p> <p>6 この表の規定にかかわらず、<u>支給認定保護者の属する世帯が別表第1備考6(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する場合において市町村民税の額の区分に係る額が77,101円未満であるとき（第1階層又は第2階層と認定されるときを除く。）の利用者負担額は、同表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、<u>支給認定子どもが3歳未満児である場合</u>でその額が9,000円を超えるときは9,000円とし、<u>支給認定子どもが3歳児又は4歳以上児である場合</u>でその額が6,000円を超えるときは6,000円とする。</u></p> <p>7 この表の規定にかかわらず、<u>負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合、又は特定被監護者等が2人以上いる場合において市町村民税の額の区分に係る額が57,700円未満であるときの支給認定保護者に係る次に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、それぞれに定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる支給認定子ども</u> この表の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額</p> <p><u>ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである法第59条第2号に規定する保育認定子ども</u></p> <p><u>イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定</u></p>
--	---

<p>(2) <u>施行令第13条第1項第2号に規定する満3歳未満保育認定子ども</u> 0円</p>	<p><u>基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども</u></p> <p>ウ <u>支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</u></p> <p>エ <u>支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる支給認定子ども</u> 0円</p> <p>ア <u>支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいない場合及び特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいない場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子ども以外の負担額算定基準子どもである支給認定子ども</u></p> <p>イ <u>支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</u></p> <p>ウ <u>支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が1人いる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</u></p>
---	--

<p>8 <u>この表の規定にかかわらず、特定被監護者等</u> <u>が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給</u> <u>付認定保護者に係る利用者負担額は、当該教</u> <u>育・保育給付認定保護者が属する世帯の市町村</u> <u>民税所得割合算額が57,700円未満（特定</u> <u>教育・保育給付認定保護者にあつては、77,</u> <u>101円未満）であるときは、次に掲げる満3</u> <u>歳未満保育認定子どもの区分に応じそれぞれに</u> <u>定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>施行令第14条第1号に規定する満3歳未</u> <u>満保育認定子ども この表の規定により算定</u> <u>した額に100分の50を乗じて得た額（特</u> <u>定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未</u> <u>満保育認定子どもにあつては、0円）</u></p> <p>(2) <u>施行令第14条第2号に規定する満3歳未</u> <u>満保育認定子ども 0円</u></p>	<p>8 <u>備考7の規定にかかわらず、支給認定保護者</u> <u>の属する世帯が別表第1備考6(1)、(2)又は(3)</u> <u>のいずれかに該当する場合の利用者負担額の算</u> <u>定に当たっては、備考7中「負担額算定基準子</u> <u>どもが同一世帯に2人以上いる場合、又は特定</u> <u>被監護者等が2人以上いる場合」とあるのは</u> <u>「特定被監護者等が2人以上いる場合」と、</u> <u>「次に掲げる支給認定子どもに関する利用者負</u> <u>担額は、それぞれに定める額」とあるのは「支</u> <u>給認定子どもに関する利用者負担額は、0円」</u> <u>と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

(吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年吉川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前

別表第1（第4条関係）

機関	事務
略	
5 教育委員会	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
略		

別表第1（第4条関係）

機関	事務
略	
5 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
略		
5 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則

				で定めるもの
				障害基礎年金関係情報であって規則で定めるもの
				特別児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの
<u>5</u> 市長	略	<u>6</u> 市長	略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(吉川市子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号の規定により市が定める時間を定める条例の廃止)

- 2 吉川市子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号の規定により市が定める時間を定める条例（平成26年吉川市条例第15号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

令和元年6月14日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）等が公布され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、特定教育・保育施設等に係る利用者負担額を満3歳以上の子どもについて無償化するとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。